

山貨災防発第 5 6 号
令和 5 年 2 月 1 0 日

会 員 各 位

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
山形県支部 支部長 熊澤貞二
(公印省略)

労働安全衛生法関係法令の規定に基づき選任等が求められる者の選任要件等における高等学校卒業程度認定審査合格者の取扱いについて

労働災害防止の推進につきましては、日頃よりご努力をいただき感謝申し上げます。

さて、標記について、労働局より案内がありましたので、お知らせします。

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）等の規定に基づき選任等が求められる者について、当該選任要件等の一部に、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による高等学校を卒業した者であることを規定しているものがあります。また、当該規定では、学校教育法による高等学校を卒業した者と同等以上の学力を有する者も同様に選任等の対象としているところです。

先般、文部科学省は、学校教育法第 90 条第 1 項の規定に基づき、同条第 2 項の規定により大学に入学した者（いわゆる「大学への飛び入学者」）について、入学した大学での一定の単位修得等を要件として、高等学校において 3 年の課程を修了した者と同等以上の学力を有することを文部科学大臣が審査し、認定する制度（以下「高等学校卒業程度認定審査制度」といいます。）を創設し、令和 4 年 4 月 1 日から施行しています。

第 1 回の高等学校卒業程度認定審査制度の審査結果については、本年 1 月末頃に公表（合格者に合格証書を送付）される予定であり、当該制度の趣旨及び当該審査合格者（以下「高等学校卒業程度認定審査合格者」といいます。）に対する安全衛生関係の選任要件等の適用については、下記のとおりです。

つきましては、貴事業場の関係者に対して、内容について周知していただきたくお願いいたします。

記

1 高等学校卒業程度認定審査制度の趣旨

大学への飛び入学者は、高等学校等を中途退学して大学へ入学することとな

っているため、大学入学後に大学を中途退学するなどして進路変更をしようとするとき、当該学生は高等学校等卒業の扱いとなりません。こうした取扱いは就職や資格試験等の受験において困難が生じるとともに、飛び入学の活用が促進されない一因ともされています。

こうしたことを踏まえ、文部科学省では、大学への飛び入学者について、高等学校卒業と同等の法的地位や社会的評価が得られるようにするため、高等学校卒業程度認定審査制度を創設し、令和 4 年 4 月 1 日から施行することとされました（別添 1：高等学校卒業程度認定審査の概要）。

また、当該制度の創設に伴い、高等学校卒業程度認定審査合格者は、学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 150 条の「大学入学に関し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者」として同条第 5 号の 2 に新たに追加（別添 2：学校教育法施行規則第 150 条に規定する者）されています。

2 高等学校卒業程度認定審査合格者に対する安全衛生関係の選任要件等の適用

学校教育法による高等学校を卒業した者であることを規定している別紙 1 の選任要件等（特定の学科を修めたことが規定されているものを除く）について、学校教育法施行規則第 150 条に規定する者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者も同様に選任等の対象として規定しているところです。

その適用等については、平成 25 年 1 月 16 日付け基発 0116 第 5 号「労働災害防止団体法施行規則等の一部を改正する省令の施行及びボイラー及び第一種圧力容器の製造許可基準等の一部を改正する告示の適用等について」において考え方が示されています。

上記 1 で示したように、「高等学校卒業程度認定審査合格者」が「高等学校を卒業した者」と同等以上の学力があると認められる者とされたことから、労働安全衛生関係法令の別紙 1 の選任要件等について、「高等学校卒業程度認定審査合格者」は「学校教育法施行規則第 150 条に規定する者」として取扱うこととされています。

高等学校卒業程度認定審査について

背景・趣旨

○現行制度では、飛び入学者は、高等学校等を中途退学して大学へ入学することとなり、大学入学後に大学を中途退学するなどして進路変更をしようとするとき、当該学生は高等学校等卒業の扱いとならず、就職や資格試験等の受験において困難が生じるとともに、飛び入学の活用が促進されない一因ともなっている。

○グローバル化の進展に伴い、国際的に活躍できる人材を育成するため、飛び入学制度の活用を図っていくことは重要であることから、大学への飛び入学者について、高等学校卒業と同等の法的地位や社会的評価が得られるための仕組みを構築することが必要である。

※参考：大学への飛び入学者（累計）144名（令和3年5月時点）

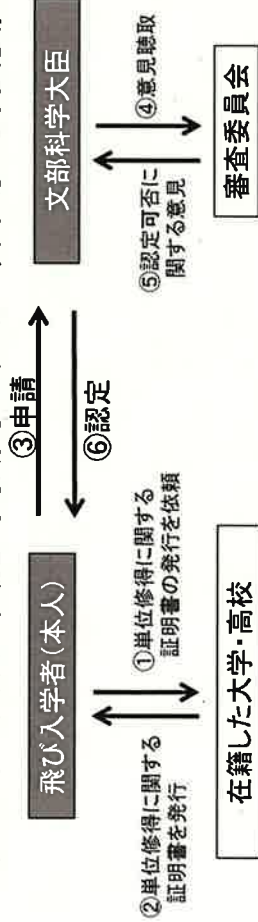
制度内容

○制度概要

大学への飛び入学者について、入学した大学での一定の単位の修得状況をともに、高等学校において3年の課程を修了した者と「同等以上の学力」を有することを文部科学大臣が認定する。

○審査の流れ

審査は年1回以上実施（時期等はインターネット等により公表）。



○認定の基準

- ①高等学校で50単位以上を修得していること（高等学校以外の学校種の場合には、高等学校における50単位以上の修得に相当する学修の成果を有すること等）
- ②大学で16単位以上を修得していること
- ③修得した単位の分野が著しく偏っていないこと

○審査委員会

高等学校、大学関係者等を委員として構成する。

○認定の効果

認定審査に合格した者を高等学校卒業程度認定審査合格者とする。同合格者に対して合格証書を授与する。

また、学校教育法施行規則を改正し、同合格者を大学に入学することのできる者に加え、高等学校卒業と同等の法的地位を与える。

○留意事項（「高等学校卒業程度認定審査規則の施行について（通知）」（令和4年4月1日））

- ・飛び入学制度の実施大学は、飛び入学の検討者や既に飛び入学した者に対して、認定審査について周知いただきたいこと。
- ・各大学は、飛び入学制度の導入及び積極的な活用を改めて検討されたいこと。その際、飛び入学制度の適切な運用を図ること。
- ・各高等学校等は、飛び入学のために中途退学した者に対し、認定審査の利用の有無に関わらず、本人の希望も踏まえつつ、卒業生に準じた配慮を検討いただきたいこと。

（例）卒業アルバムや同窓会名簿等への掲載、卒業式や卒業生の参加するイベント等への招待、一般の「卒業生」に代わる呼称（例えば、「名誉卒業生」や「同窓生」等）の検討

別添 2

学校教育法施行規則第150条に規定する者

学校教育法施行規則第150条には、次の者が規定されていること（下線部分は高等学校卒業程度認定制度の創設を受けた改正部分）。

- ア 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- イ 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- ウ 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- エ 文部科学大臣の指定した者
- オ 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- カ 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であつて、高等学校卒業程度認定審査規則（令和4年文部科学省令第18号）による高等学校卒業程度認定審査に合格した者
- キ 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であつて、当該者をその後に入学者とする大学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- ク 大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

別紙 1

学校教育法による高等学校を卒業した者であることを規定している
選任要件等

- (1) 労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）
 - ・ 店社安全衛生管理者（第18条の7）
 - ・ 第一種衛生管理者免許試験の受験資格（別表第5）
 - ・ 第二種衛生管理者免許試験の受験資格（別表第5）
- (2) 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和47年労働省令第44号）
 - ・ 計画作成参画者研修の講師（第55条）
 - ・ 労働災害防止業務従事者講習の講師（第69条）
 - ・ 就業制限業務従事者講習の講師（第83条）
- (3) 作業環境測定法施行規則（昭和50年労働省令第20号）
 - ・ 作業環境測定士試験受験資格（第15条、第17条）
- (4) ボイラー及び第一種圧力容器の製造許可基準（昭和47年労働省告示第75号）
 - ・ 製造許可を受けようとする者が有すべき工作責任者（別表第1から別表第6まで）
- (5) 労働安全衛生規則第5条第3号の厚生労働大臣が定める者（昭和47年労働省告示第138号）
 - ・ 安全管理者
- (6) 労働安全衛生規則第18条の4第3号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者を定める告示（昭和55年労働省告示第82号）
 - ・ 元方安全衛生管理者
- (7) 安全衛生推進者等の選任に関する基準（昭和63年労働省告示第80号）
 - ・ 安全衛生推進者又は衛生推進者
- (8) 平成4年労働省告示第12号（労働災害防止団体法施行規則第1条第2号の規定に基づき安全管理士の資格を定める件）
 - ・ 安全管理士
- (9) 平成4年労働省告示第13号（労働災害防止団体法施行規則第2条第3号の規定に基づき衛生管理士の資格を定める件）
 - ・ 衛生管理士